

熊本労働局発表
(局長 金谷雅也)
令和7年9月3日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
健康安全主任 山本 新大
(電話) 096-355-3186



報道関係者 各位

令和7年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

～ 令和7年10月1日から7日までは「全国労働衛生週間」です ～

このたび、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では、令和7年度「全国労働衛生週間」の実施に合わせて熊本県内の「令和7年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」を取りまとめましたので、公表します。

本統計は、以下の数値①②を比較検討するものです。

- ①令和6年1月1日から同年8月31日までに発生した熱中症災害のうち、同年8月31日までに労働者死傷病報告が提出された件数の確定値
- ②令和7年1月1日から同年8月31日までに発生した熱中症災害のうち、同年8月31日までに労働者死傷病報告が提出された件数の速報値

○「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」の概要＜詳細は別添1参照＞

☆ ポイント



- ・ 熊本県内における職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、16人であり、前年同期比1人・7%増となった。過去10年で最多となった前年を上回るペースとなっている。
- ・ 「業種別」にみると、令和6年に多く発生していた製造業、警備業（※）は減少しているが、前年よりも幅広い業種で発生しており、建設業の4人が最多である。
※ 警備業については令和6年10月「熊本県警備業協会」に対し熱中症対策の周知を依頼
- ・ 「時間帯別」にみると、ほとんどの時間帯でまんべんなく発生しているが、特に9時台以前が最も多くなっている。
- ・ 「年齢別」にみると、全体の4分の3が50歳以上となっており（前年は約半数）、「50～59歳」、「60歳以上」それぞれの区分で増加している。

☆ 熊本労働局の今後の取組み

- ・ 今夏は熊本市の平均気温が過去最高となるなど、県内は歴史的な猛暑となり、熱中症災害件数も前年同期比1人増となりました。9月に入っても厳しい暑さが続くとしており、熊本労働局では「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（キャンペーン期間：5月～9月）（別添2参照）の徹底を引き続き呼びかけていきます。
- ・ 9月に開催する「衛生管理講習会」では、全国労働衛生週間の準備期間に実施すべき事項について説明しますが、職場の熱中症予防対策についても改めて説明します。

○令和7年度全国労働衛生週間について

厚生労働省は、10月1日（水）から7日（火）まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します（別添3参照）。

令和7年度（第76回） 全国労働衛生週間のスローガンは

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、様々な取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

熊本労働局においては、全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、各事業場が実施すべき事項等について、熊本県内の41団体等に対して周知依頼（別添4参照）等を行い、本週間中には、治療と仕事の両立支援セミナー（10月1日（水）開催予定です。別途プレスリリースします。）を開催する予定としています。

また、県内の各労働基準監督署においては、準備期間中に別添5記載のスケジュールのとおり開催予定の「衛生管理講習会」（主催：一般社団法人熊本県労働基準協会、後援：各労働基準監督署）において、準備期間及び本週間に実施する事項等（熱中症対策含む）の説明を行う予定にしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に労働衛生対策の徹底の必要性を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、全国労働衛生週間の意義等を報道していただきますと幸いです。

令和 7 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況

(1 月～8 月速報値、熊本県)

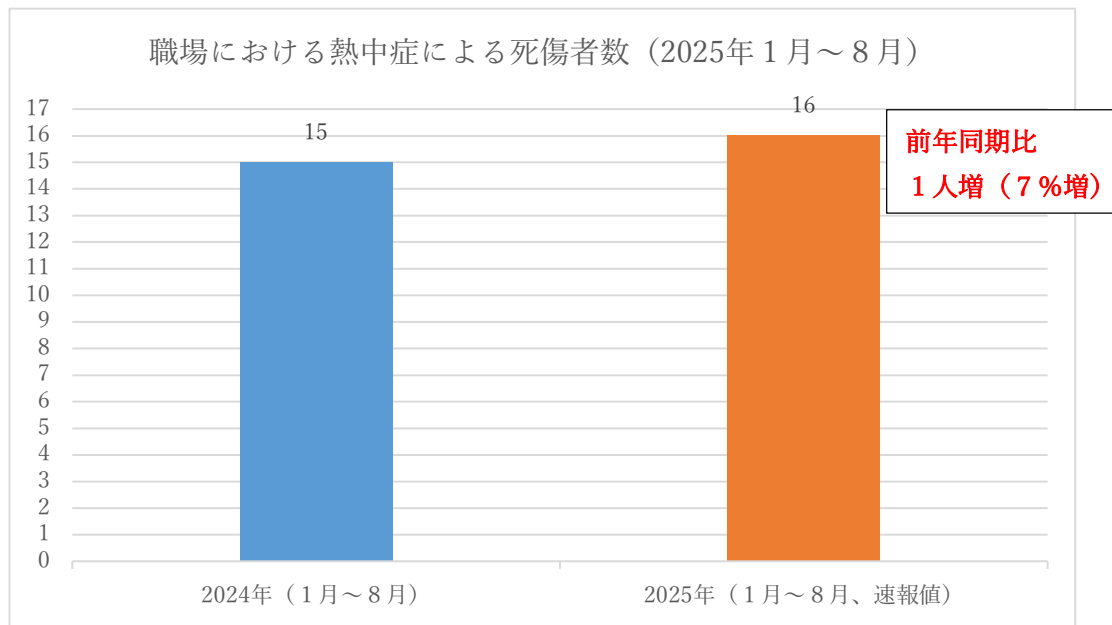
1 職場における熱中症による死傷者数の状況 (2025 年 1 月～8 月)

職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、2025 年（令和 7 年）8 月末現在で 16 人（速報値）となり、前年同期比で 1 人増（7 % 増）となった。なお、死亡災害は発生していない。

職場における熱中症による死傷者数 (2025 年 1 月～8 月) (人)

2024 年 1 月～8 月 (確定値)	2025 年 1 月～8 月 (速報値)
15 (0)	16 (0)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。



2 業種別発生状況（2025 年 1 月～8 月）

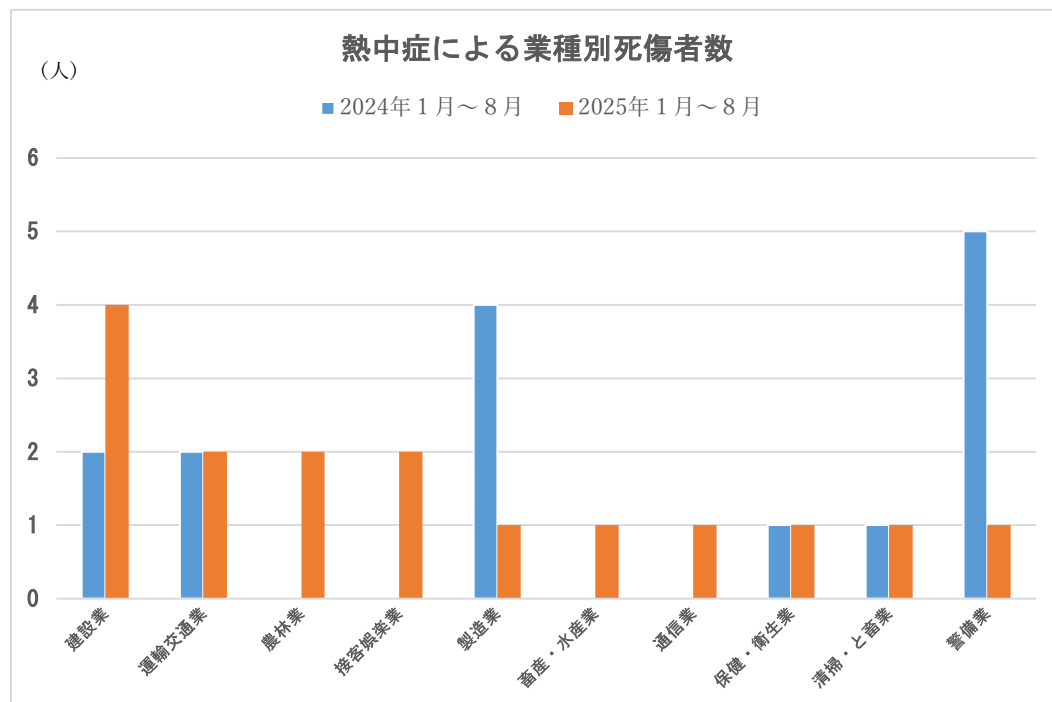
2025 年 1 月～8 月の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで運輸交通業、農林業、接客娯楽業が多くなっている。

前年同期と比較すると、2024 年に多く発生していた警備業、製造業は減少しているが、一方で 2024 年よりも幅広い業種で発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況 （人）

業種	2024 年 1 月～8 月	2025 年 1 月～8 月
建設業	2（0）	4（0）
運輸交通業	2（0）	2（0）
農林業	0	2（0）
接客娯楽業	0	2（0）
製造業	4（0）	1（0）
畜産・水産業	0	1（0）
通信業	0	1（0）
保健・衛生業	1（0）	1（0）
清掃・と畜業	1（0）	1（0）
その他の事業（警備業）	5（0）	1（0）
計	15（0）	16（0）

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



3 月・時間帯別発生状況（2025 年 1 月～8 月）

（1）月別発生状況

2025 年 1 月～8 月の月別の熱中症の死傷者数をみると、7 月が最も多く、次いで 6 月、8 月が多くなっている。

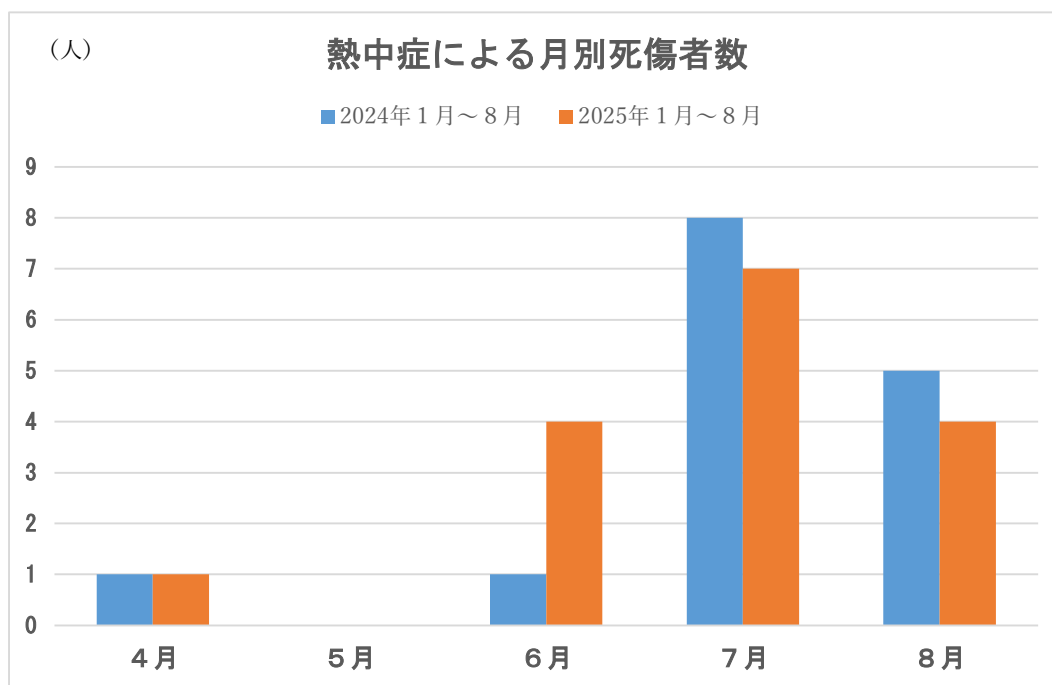
前年同期と比較すると、7 月、8 月は減少しているが、6 月は 3 人増（300% 増）となっている。

熱中症による死傷者数の月別の状況（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	計
2025 年 1 月～8 月	1 (0)	0	4 (0)	7 (0)	4 (0)	16 (0)
2024 年 1 月～8 月	1 (0)	0	1 (0)	8 (0)	5 (0)	15 (0)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

※ 1～3 月は発生なし



(2) 時間帯別発生状況 (2025 年 1 月～8 月)

2025 年 1 月～8 月の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、9 時台以前が最も多く、次いで 14 時台、16 時台が多くなっている。

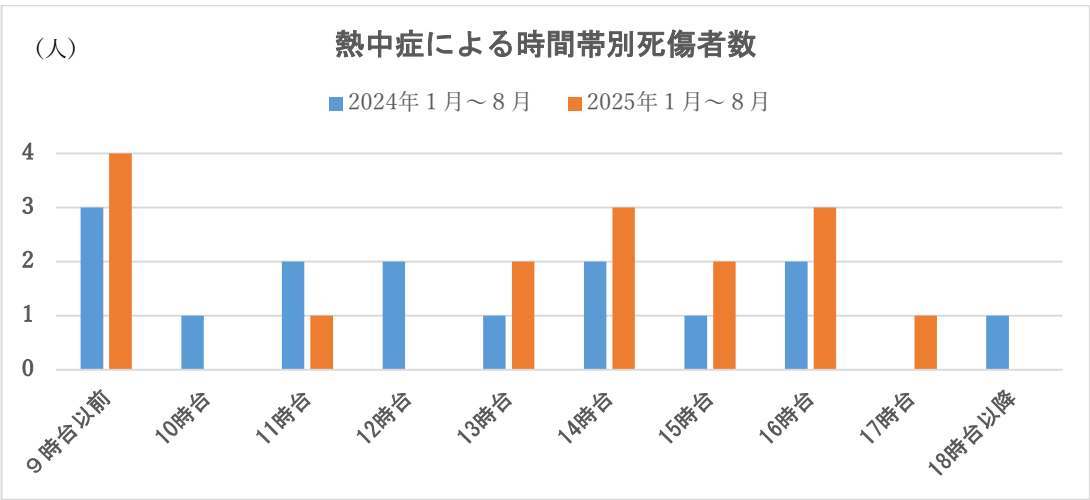
前年同期と比較すると、9 時台以前が最も多い点は共通しているがさらに 1 人増 (33%増) となった。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (人)

	9 時 台 以 前	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時 台 以 降	計
2025 年 1 月 ～8 月	4 (0)	0	1 (0)	0	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0	16 (0)
2024 年 1 月 ～8 月	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	0	1 (0)	15 (0)

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（2025 年 1 月～8 月）

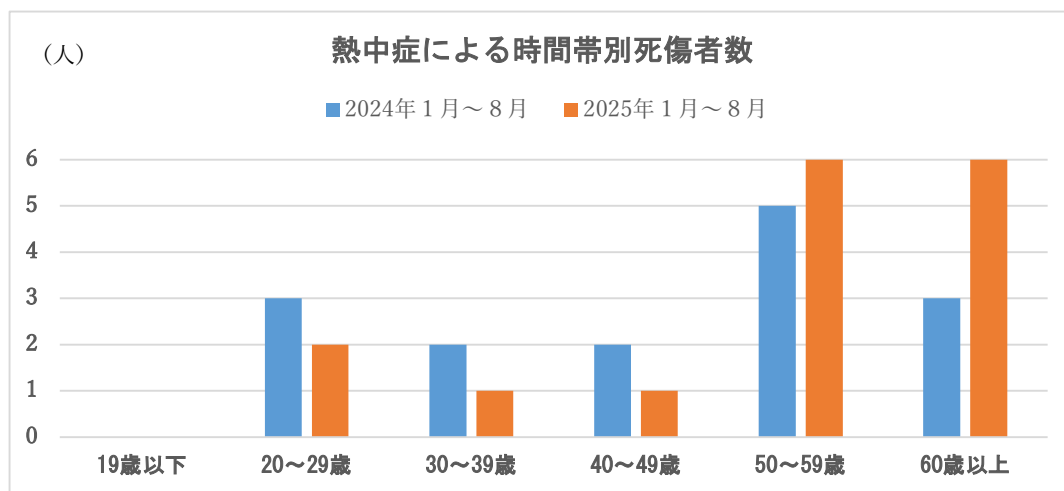
2025 年 1 月～8 月の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、50～59 歳、60 歳以上が最も多くなっており、全体の 4 分の 3 が 50 歳以上となっている。

前年同期と比較しても、50～59 歳は 1 人増（20%増）、60 歳以上は 3 人増（100%増）となっている。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（人）

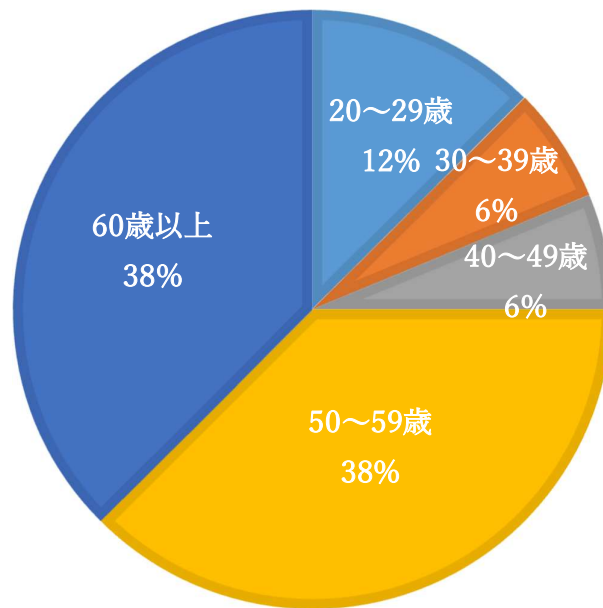
	19 歳 以下	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60 歳 以上	計
2025 年 1 月 ～8 月	0	2 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	6 (0)	16 (0)
2024 年 1 月 ～8 月	0	3 (0)	2 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	15 (0)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



熱中症による年齢別死傷者数の割合（2025年1月～8月）

■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上



5 総括

- 令和7年職場における熱中症による死傷災害は8月末現在、前年同期比で1人増となっている。速報値ではあるが、過去10年で最多となった前年を上回るペースとなっている。
- 前年に多く発生していた業種（警備業等）については、各業界団体等に熱中症対策の強化を要請したこともあり、減少しているが、一方で前年よりも幅広い業種で発生したことにより、総合的には前年同期よりも増加することとなった。
- 令和7年6月1日からの「熱中症対策義務化」が浸透した影響もあつてか、ピークである7～8月においては前年と比較して減少した。一方で、施行直後である6月については前年同期比3人増となった。

本統計は、以下の数値①②を比較検討するものです。

①2024年1月1日から同年8月31日までに発生した熱中症災害のうち、同年8月31日までに労働者死傷病報告が提出された件数の確定値

②2025年1月1日から同年8月31日までに発生した熱中症災害のうち、同年8月31日までに労働者死傷病報告が提出された件数の速報値



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

—— キャンペーン期間 ——

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



別添4

熊労発基 0808 第2号
令和7年8月8日

【別記】団体の長 殿

熊本労働局長
(公印省略)

令和7年度（第76回）全国労働衛生週間の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、別添の令和7年度全国労働衛生週間実施要綱（以下「実施要項」という。）に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間とし、今年度は「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、全国労働衛生週間を展開することとしております。

つきましては、全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、実施要項を貴団体の機関誌に掲載する等により、傘下会員等に周知していただきますようお願い申し上げます。

担当 労働基準部健康安全課
健康安全主任 山本
TEL 096-355-3186

【別記】

一般社団法人熊本県労働基準協会
建設業労働災害防止協会熊本県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部
一般社団法人日本ボイラ協会熊本支部
一般社団法人日本ボイラ協会熊本検査事務所
一般社団法人日本クレーン協会熊本検査事務所
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会熊本県支部
熊本県砕石業協同組合
独立行政法人労働者健康安全機構熊本産業保健総合支援センター
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部
公益社団法人日本作業環境測定協会九州支部熊本分会
熊本県経営者協会
熊本県中小企業団体中央会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
熊本県社会保険労務士会
公益社団法人熊本県医師会
一般社団法人熊本県歯科医師会
一般社団法人熊本県歯科技工士会
公益社団法人熊本県精神科協会
公益社団法人熊本県看護協会
公益社団法人熊本県トラック協会
一般社団法人熊本県タクシー協会
一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会
一般社団法人熊本県警備業協会
一般社団法人熊本県LPガス協会
熊本県クリーニング生活衛生同業組合
熊本県経済農業協同組合連合会
一般社団法人熊本県建設業協会
一般社団法人熊本県建築協会
公益社団法人熊本県建築士会
熊友会型枠協同組合
熊本県鳶土工業連合会
一般社団法人熊本県造園建設業協会
熊本県左官協同組合
一般社団法人熊本県解体工事業協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会
一般社団法人日本アスベスト調査診断協会九州ブロック
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部熊本支部
日本労働組合総連合会熊本県連合会

県内の各労働基準監督署においては、準備期間中に下記日程にて開催予定の「衛生管理講習会」（主催：一般社団法人熊本県労働基準協会、後援：各労働基準監督署）において、準備期間及び本週間に実施する事項等の説明を行う予定にしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に労働衛生対策の徹底の必要性を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、全国労働衛生週間の意義等を報道していただきますと幸いです

記

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 1. 令和7年9月10日（水） 午後1時30分～ | グランメッセ熊本
（上益城郡益城町福富 1010） |
| 2. 令和7年9月10日（水） 午後2時～ | あさぎり町須恵文化ホール
（球磨郡あさぎり町須恵 1227） |
| 3. 令和7年9月11日（木） 午後1時30分～ | 天草市民センター
（天草市東町3番地） |
| 4. 令和7年9月17日（水） 午後2時～ | 大津町生涯学習センター
（菊池郡大津町大字引水 62） |
| 5. 令和7年9月19日（金） 午後2時～ | 桜十字ホールやつしろ
（八代市新町5-20） |
| 6. 令和7年9月25日（木） 午後1時30分～ | 玉名市民会館
（玉名市岩崎 88-5） |

注）上記「衛生管理講習会」に関する問い合わせについては、「一般社団法人熊本県労働基準協会（TEL：096-245-7821）」にお願いします。

また、取材申込については、別紙の取材連絡票にて各説明会開催日の3日前までをお願いします。

熊本労働局 健康安全課あて

(mail : kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp)

衛生管理講習会にかかる取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・ 報道機関名

・ 入場予定人数

_____人

・ 取材申込番号 (○付けをお願いします。)

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6

・ 連絡先担当者氏名・電話番号

(やむ得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏 名 _____

電話番号 (携帯番号) _____